

# 大川市青少年健全育成活動助成事業実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、青少年健全育成活動助成事業について、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 青少年の健全育成に関する活動を行う団体を支援することにより、青少年団体等の活性化と、青少年にとって健全な環境づくりの促進を図る。

## (交付対象となる団体)

第3条 交付対象となる団体は、青少年の健全育成に関する活動を行う団体であり、次の各号に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 団体の構成員の半数以上が大川市民であること
- (2) 政治的・宗教的活動及び営利活動を目的とする団体ではないこと。また、名称の異なる団体であっても、構成員が同一、もしくは同一とみなされる団体については交付対象としない。

## (交付対象活動)

第4条 当該年度に行われる、青少年及びその保護者を対象とした青少年の健全育成に関する活動であり、団体構成員のみを対象とした活動でないこと。

- 2 前項の規定に関わらず、国または地方公共団体等から補助事業の対象となった活動については、本助成金を交付しないこととする。

## (交付対象経費)

第5条 この助成金の対象となる経費は、第4条第1項に掲げる活動を実施するために必要な経費で、別表1に掲げるとおりとする。

- 2 前項にかかわらず、次の経費は補助対象としない。
  - (1) 食糧費
  - (2) 備品購入費
  - (3) 構成員の人件費
  - (4) その他、大川市青少年育成市民会議会長（以下「会長」という）が必要と認めない費用

## (助成金の額)

第6条 助成金の額は、交付対象経費の3分の2以内とし、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、1団体につき3万円を上限とする。

- 2 前項により算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(申請手続き)

第7条 助成金の交付を受けようとする団体は、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書(様式 1)
- (2) 実施計画書(様式 2)
- (3) 収支予算書(様式 3)
- (4) 構成員名簿(様式 4)
- (5) その他、会長が必要と認める書類

(決定及び通知)

第8条 会長は、前条の書類を受領し適当と認めるときは、助成金の額を決定し、交付の申請をした団体に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第9条 前条の通知を受けた団体で、事業計画内容に変更が生じた場合は、変更承認申請書(様式 8)を会長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 事業終了後は、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式 5)
- (2) 事業報告書(様式 6)
- (3) 収支決算書(様式 7)
- (4) その他、会長が必要と認める書類

(助成金の返還)

第11条 会長は、助成金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき
- (3) 虚偽その他不正な行為により、本来受けることのできない助成金の交付を受けたとき
- (4) 交付を受けた助成金の額が事業実績の交付対象経費を超えるとき
- (5) その他、会長が助成金の交付を不適當と認めるとき

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年5月29日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年5月16日から施行する。

別表1（第5条関係）

助成対象経費
次に掲げる経費。ただし、団体の構成員に対して支払ったものは除く。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 報償費（講師・指導者等への謝礼等）</li><li>・ 旅費（講師の交通費等）</li><li>・ 消耗品費（文具、事務用品費等の消耗品費及びこれらに類する経費）</li><li>・ 材料費（青少年が主体的に体験するもちつき、野外活動でのキャンプ時等の食材等の購入費、青少年の居場所として食事を提供する事業における食材等の購入費など）</li><li>・ 印刷製本費（写真プリントに係る経費、チラシ・ポスター等の印刷費等）</li><li>・ 通信運搬費（切手代、はがき代等通信運搬に係る経費及びこれらに類する経費）</li><li>・ 役務費（事業実施に伴い加入する傷害保険料等）</li><li>・ 委託料（会場設営等の委託料）</li><li>・ 使用料及び賃借料（事業実施に伴う施設使用料、車両・機械等の賃借料等）</li><li>・ その他、大川市青少年育成市民会議会長が必要と認める経費</li></ul>